

金沢医科大学における内部質保証方針

金沢医科大学は、内部質保証に関する全学の方針を次のとおり定める。

1. 基本的な考え方

金沢医科大学は、金沢医科大学学則第1条の2及び金沢医科大学大学院学則第2条（自己点検・評価）に基づき、建学の精神、教育に関する基本方針（3つのポリシー）及び理念・目的の実現に向けて、自らの責任において、本学の入試・教育・研究等の活動（以下、「本学の活動」という。）状況について自主的に自己点検・評価を行い、本学の教育が適切な水準にあることを説明、証明する。

2. 内部質保証の体制

本学の活動に係る内部質保証には、大学運営会議と評価運営委員会が中心となり取り組む。

- (1) 大学運営会議は、本学の活動に関する方針及び計画（Plan）を決定する。
方針及び計画（Plan）の決定にあたっては、教学運営協議会において協議する場合もあることとし、必ず大学運営会議において承認を得ることとする。
- (2) 各学部・研究科等は、大学運営会議が決定した方針及び計画（Plan）に基づき、本学の活動に関する取り組みを実施（Do）する。
- (3) 評価運営委員会は、本学の活動に関する方針及び計画（Plan）と実施（Do）の適切性を点検・評価（Check）する。点検・評価（Check）に関する作業は、評価運営委員会の下に部門評価委員会を設けて行う。
- (4) 大学運営会議は、評価運営委員会による点検・評価（Check）に基づく指摘を受け、対応策（Act）を検討する。
- (5) 点検・評価（Check）にあたっては、大学評価情報室（IR室）において収集・分析した情報及び学生アンケート等を活用するとともに、学外者の参画により客観的視点も取り入れる。
- (6) 点検・評価（Check）は定期的に行い内部質保証活動を継続していく。全部署においても継続的に点検・評価（Check）を行い改善に向けて取り組む。
- (7) 点検・評価（Check）の結果は速やかに外部に公表し、大学運営の透明性を保証する。

3. 大学運営会議及び評価運営委員会の所掌

(1) 大学運営会議

- ① 本学の活動における重要事項の決定や中長期計画の策定及び見直しを行う。
- ② 各学部・研究科等は、大学運営会議の方針や計画・改善策に基づいた組織運営を実施する。

(2) 評価運営委員会

- ① 大学及び各部局の事業計画（短期～中長期）が妥当で、運用が適切に行われているか、また、指摘された改善事項に対して運用主体が適切に応じているかを評価する。
- ② 機関別認証評価、分野別評価等の外部評価に際して自己点検・評価するとともに、外部評価の審査結果あるいは外部からの指摘事項に対する改善を大学または学部として適切に行っているかを評価する。

内部質保証の体制図

